

一宮市塵芥収集車有料広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が所有する塵芥収集車（以下「収集車」という。）に掲出する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出基準)

第2条 収集車に掲出できる広告の内容は、要綱第3条の規定によるものとする。

(広告の種類)

第3条 収集車に掲出する広告は、市が指定する収集車において、車体の市が指定する場所に掲出する広告（以下「車体広告」という。）とする。

(車体広告の掲出位置等及び掲出方法)

第4条 広告の掲出位置、規格、枠数及び掲出方法は、次の表のとおりとする。

掲出位置	規格	枠数	掲出方法
荷箱部両側面	広告面積の合計が4㎡以上6㎡未満（車両により異なる）	1枠 (左右セット)	ラッピングフィルム 貼付

2 前項の規定と異なるものを掲出しようとするときは、市長が別に定める。

(広告の期間)

第5条 広告掲出を行う期間は年度ごととする。広告開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、一宮市ウェブサイトへ募集要項を掲載及びその他の方法で行う。

2 募集期間、その他募集について必要な事項については、募集要項で定める。

(広告の申込み)

第7条 広告の申込みをしようとする者（以下「広告申込者」という。）は、一宮市塵芥収集車広告掲出申込書（様式第1）（以下「申込書」という。）及び広告案を添えて市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(審査及び決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会の審査を経なければならない。

- 2 前項の審査の結果、広告掲出が適当であると認められるものの数が募集対象に係る広告掲載数を超えるときは、抽選によって掲出を決定するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、広告の内容等が要綱第3条の規定に抵触し、又は抵触するおそれがあると認めるときは、広告申込者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。
- 4 市長は、広告掲出の可否の決定を行った場合は、その結果を速やかに一宮市有料広告掲出可否決定通知書（様式第2）により広告申込者に通知しなければならない。

（広告掲出料）

- 第9条** 広告掲出料は、年額 120,000 円（税込み）とする。ただし、年度途中からの掲出開始については月割計算（月額 10,000 円（税込み））とする。
- 2 広告申込者は、市長が指定する期日までに広告掲出料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告の作成及び掲出）

- 第10条** 広告の作成は、広告申込者が自己の負担で行うものとする。
- 2 広告申込者から発注を請け負った広告作成業者は、広告の掲出方法等について市長の指示に従うものとする。

（保守及び撤去）

- 第11条** 広告の掲出に係る保守及び撤去は、広告申込者が自己の負担で行うものとする。

（広告申込者の責任）

- 第12条** 広告申込者は、収集車広告掲出業務に関するすべての責任を負うものとする。
- 2 広告申込者は、収集車広告掲出業務に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告申込者の責任において解決するものとする。
 - 3 広告申込者は、収集車広告掲出業務の権利を第三者に譲渡してはならない。

（広告の内容等の変更）

- 第13条** 広告申込者は、広告の内容等を変更するときは、変更する3週間前までに、市に報告しなければならない。

（広告掲出の停止）

- 第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告申込者に対し、

広告掲出の停止を命ずることができる。

- (1) 審査会の審査による広告物の内容等の変更を行わないとき
- (2) 広告物の内容等が、要綱第3条及びこの要領の規定に抵触する場合において、広告の内容等の変更によっても解消できないとき
- (3) 全各号に掲げるもののほか、市が広告掲出を適当でないと認めるとき

(原状回復義務)

第 15 条 広告申込者は、広告掲出期間が満了する日までに、収集車において広告の掲出に使用した部分を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(広告掲出料の返還)

第 16 条 市は徴収した広告掲出料は還付しないものとする。ただし、市長が収集車の広告掲出箇所を公用若しくは公共の用に供するとき又は広告事業を継続することが適切でないとき市長が判断したとき、又は特別の事由があると市長が認めるときはこの限りではない。

2 前項ただし書の場合において還付する金額は、日割計算により算定するものとし、当該還付する金額には利息を付さない。

(雑則)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、広告掲出の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成 25 年 1 月 29 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成 25 年 9 月 6 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。